

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

赤穂市長 牟禮 正稔

市町村名 (市町村コード)	赤穂市 (28212)
地域名 (地域内農業集落名)	塩屋(塩屋山)地区 (塩屋(塩屋山)集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月18日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・区域内の農地(畑)は、主に11人の農家によってミカンの栽培が行われているが、うち7人の年齢は、70才を超えており、農業後継者等への農地管理の移行が円滑に実施できるかが課題である。

・ミカン農家の栽培農地(畑)が分散錯圃の状態にある。

・農地(畑)は、小区画の上、傾斜地(石垣)にあるところもあり、そのような農地(畑)では農業機械の導入による効率的な農地(畑)管理が困難である。

・成木園の高樹齢化が進み、樹齢が50年に達しているものも多く、枯死する結果樹が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・温州ミカンを主要作目とし、優良品種への改植、高接ぎ更新や簡易的なほ場整備を実施し、スマート農業による農作業の省力化・効率化の実現を目指す。また市、県とも連携し有機栽培による減農薬、減化学肥料の取組みを検討する。

・規模拡大を希望する農家への集約化を進めつつ、新規就農者等を受入れる仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

ミカン栽培が行われている農振地域内の農地(畑)及びその周辺の農地(畑)を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

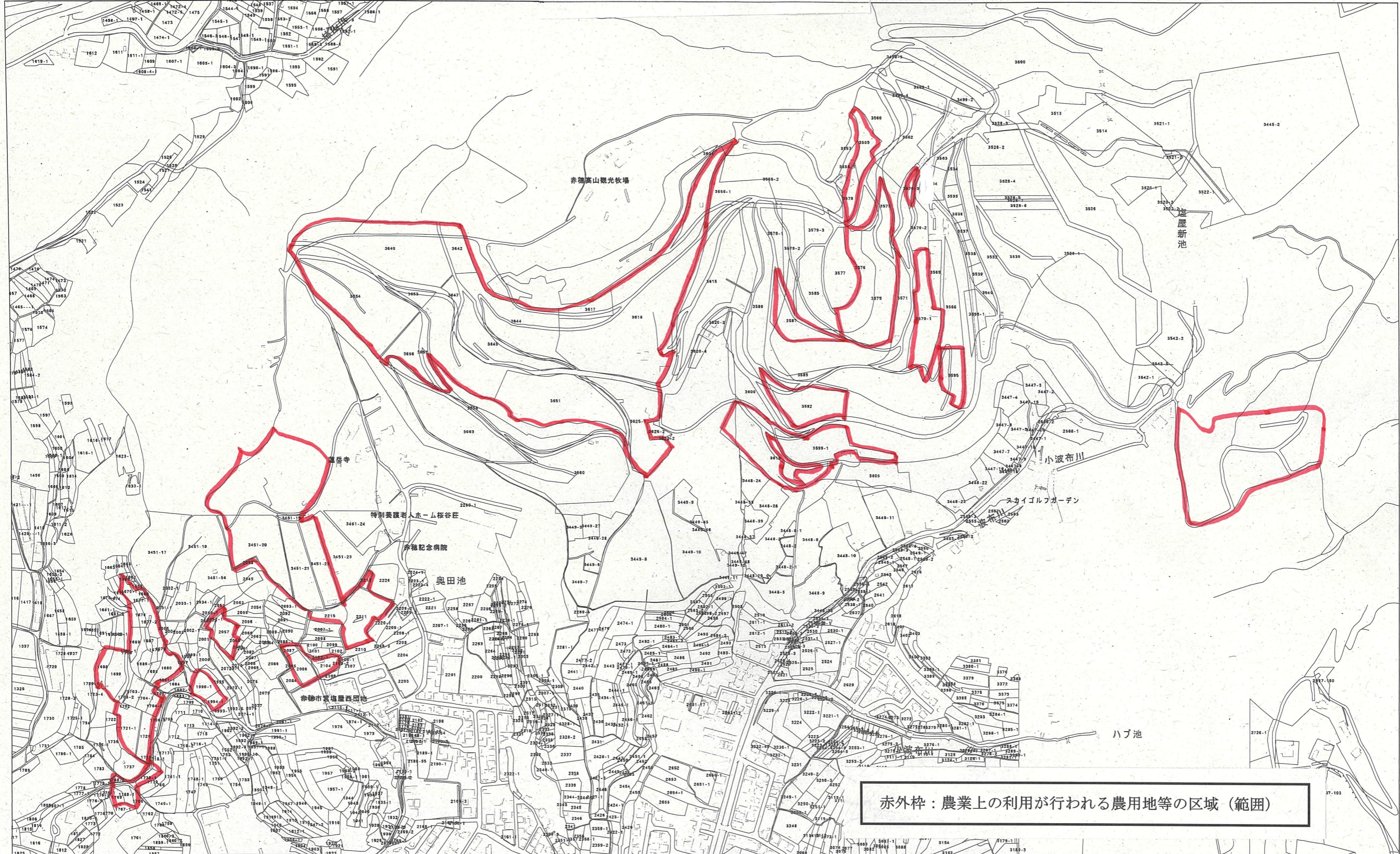
(1) 農用地の集積、集約化の方針
区域内の農地(畑)が11人のミカン農家によって栽培管理されているが、その農地(畑)は分散錯圃の状態であり、農業委員・農地利用最適化推進委員の協力の下、農地(畑)の利用調整が可能であるか検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
ミカン栽培が困難となって離農する農家がある農地(畑)を貸し出す場合は、原則として農地中間管理事業を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組
農作業の機械化や省力化を目指した防除道の設置等のための簡易的な基盤整備の実施が可能であるか協議する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
将来的にミカン栽培されない可能性のある農地(畑)も見込まれることから、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県、JAとも連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合、農業サービス事業者等による農作業委託の取組
ドローンによる病害虫防除等の農業サービス事業者による農作業委託等について協議する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

- ①鳥獣被害防止対策の取組方針
鳥獣被害を最小限に抑えるため、防止柵や爆音機の設置等の対策について各ミカン農家が協力して行う。
- ②有機・減農薬・減肥料の取組方針
地域特産物である温州ミカン栽培において、有機栽培への切替を段階的に行えるかを生産組織で検討する。
- ③スマート農業の取組
ロボット技術や情報通信技術を活用した新たな農業機械の導入について生産組織で検討する。
- ⑤果樹等
温州ミカンの優良品種への改植、高接ぎ更新等により安定多収を図る。また、農地の利用調整により農地(畑)の維持を目指す。
- ⑦環境保全、農地の維持管理等の取組方針
ミカン農家が協力して農村環境、農地(畑)を守っていけるよう協議を継続していく。

赤穂市 塩屋（塩屋山）地区



赤外枠：農業上の利用が行われる農用地等の区域（範囲）